

清退共（特別給付経理）に関するコメント状況

○適切に行われていると評価できる趣旨のコメント
△事前回答により了解が得られたコメント
▲今後の具体的な検討が求められているコメント及び事前回答に了解を得られていないもの

資料 1－5

〔 〕内は、対応する基本方針の項目を示す。

番号	評 価 項 目	各委員のコメント状況					検 討 課 題
		A	B	C	D	E	
1	〔Ⅰ－1～3〕 ○ 運用の目標 ・基本原則、運用の目的に基づき、運用の目標の達成に向けた運用の遂行が市場の状況を踏まえてなされているか	△	○	○	○	○	<A委員> ●前年度の実績を記載したほうがよいのではないか。 (回 答) 表1で平成24年度決算の概要を記載していますが、そこに前年度の実績を記載します。
2	〔Ⅰ－4〕 ○ 基本ポートフォリオ ・基本ポートフォリオに基づく資産配分がなされているか ・基本ポートフォリオの検証が適切になされているか	○	○	○	○	△	<E委員> ●「内部要因の見直し」という表現はわかりにくいので、他の表現が考えられないか。 (回 答) 「責任準備金に対する利益剰余金の割合を用いて内部要因の見直しを行ったところ」を、「責任準備金に対する利益剰余金の割合を検証したところ」に変更します。
3	〔Ⅰ－6〕 ○ 情報公開 ・資産運用に関する情報公開が十分に行われているか	○	△	○	○	○	<B委員> ●特別給付金についての基本的な解説をどこかに注書きでもしておいた方が親切と思われます。 (回 答) 清退共給付経理は、常時雇用する従業員が300人以下または資本金が3億円以下の中小企業を対象とした退職金共済事業を経理し、清退共特別給付経理は、常時雇用する従業員が300人を超えかつ資本金が3億円を超える大手企業を対象とした退職金特別共済事業を経理しております。 ご意見を踏まえ、ホームページにおける情報提供において、一層わかりやすい情報提供に努めるため、このような説明を付加することを検討いたします。
4	〔Ⅱ〕 ○ 自家運用の遂行 ・基本方針に定める基本的投資スタンスが遵守されているか ・リスク管理が適正になされているか	○	○	○	○	○	

5	〔Ⅲ－１〕 ○ 委託運用（金銭信託） ・ 受託機関の選定・評価が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか ・ 受託機関のシェア変更が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか ・ 受託機関の資産管理・運用状況の把握が適切になされているか	－	－	－	－	－	
6	〔Ⅲ－２〕 ○ 金銭信託以外の委託運用（生命保険資産） ・ 受託機関の選定・評価が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか ・ 受託機関のシェア変更が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか ・ 受託機関の資産管理・運用状況の把握が適切になされているか	－	－	－	－	－	
7	〔Ⅲ－３〕 ○ 有価証券信託による委託運用 ・ 受託機関の選定・評価が基本方針に定めた基本に基づき適切に行われているか ・ 評価に基づき適切に払戻が行われているか ・ 受託機関の資産管理・運用状況の把握が適切になされているか	－	－	－	－	－	
8	〔Ⅳ〕 ○ 運用管理体制 ・ 運用体制の整備・充実がなされているか ・ 資産運用委員会等の運営が適切になされているか	○	△	○	○	○	< B 委員 > ● A L M 委員会の不開催は、「特に必要と認められなかった」等の理由を一応書いておいた方が親切ではないか。 <u>（回 答）</u> 平成 23 年度に開催した A L M 委員会（当時：資産運用検討委員会）において、「検証結果が特定業種のすべての経理で基本ポートフォリオの見直しを必要としない場合は、各委員へ訪問等により直接報告する」こととしてご了承を得ており、特に助言を得るべき事案もなかったため、開催しなかったものです。 「A L M 委員の助言を得るべき事案がなかったため、」を追記します。